

○特例施設占有者の指定等に関する規則

(平成 19 年 11 月 20 日沖縄県公安委員会規則第 16 号)

改正 平成 28 年 3 月 31 日沖縄県公安委員会規則第 6 号 令和元年 12 月 10 日沖縄県公安委員会規則第 5 号
(趣旨)

第 1 条 この規則は、遺失物法（平成 18 年法律第 73 号。以下「法」という。）第 17 条の規定に基づく遺失物法施行令（平成 19 年政令第 21 号）第 5 条第 5 号の規定による指定（以下単に「指定」という。）、法第 25 条第 1 項の規定による報告又は資料の提出の要求、同条第 2 項の規定による報告若しくは資料の提出又は保管物件の提示の要求及び法第 26 条第 1 項又は第 2 項の規定による指示に関し必要な事項を定めるものとする。

(特例施設占有者の指定)

第 2 条 沖縄県公安委員会（以下「公安委員会」という。）は、指定をしたときは、指定通知書（様式第 1 号）により、遺失物法施行規則（平成 19 年国家公安委員会規則第 6 号。以下「施行規則」という。）第 28 条第 1 項の申請をした者（以下「申請者」という。）に対し、その旨を通知するものとする。

2 公安委員会は、指定をしなかったときは、不指定通知書（様式第 2 号）により、申請者に対し、その旨を通知するものとする。

3 施行規則第 28 条第 4 項の規定による公示は、特例施設占有者指定公示書（様式第 3 号）を公安委員会の掲示場に掲示してするものとする。

(特例施設占有者に係る公示事項の変更)

第 3 条 施行規則第 29 条第 2 項の規定による公示は、特例施設占有者変更事項公示書（様式第 4 号）を公安委員会の掲示場に掲示してするものとする。

(指定の取消し)

第 4 条 公安委員会は、施行規則第 30 条第 1 項の規定による指定の取消し（以下単に「取消し」という。）をしようとするときは、行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）及び聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則（平成 6 年国家公安委員会規則第 26 号）の規定に基づき聴聞を行わなければならない。

2 公安委員会は、前項の聴聞の結果、取消しをしたときは、指定取消通知書（様式第 5 号）により、取消しの相手方に対し、その旨を通知するものとする。

3 施行規則第 30 条第 2 項の規定による公示は、特例施設占有者指定取消公示書（様式第 6 号）を公安委員会の掲示場に掲示してするものとする。

(報告等の要求)

第 5 条 法第 25 条第 1 項の規定による報告若しくは資料の提出の要求又は同条第 2 項の規定による報告若しくは資料の提出の要求若しくは保管物件の提示の要求は、報告等要求書（様式第 7 号）により行うものとする。

(指示)

第 6 条 法第 26 条第 1 項又は第 2 項の規定による指示（以下単に「指示」という。）は、指示書（様式第 8 号）により行うものとする。

- 2 第4条第1項の規定は、指示をしようとするときについて準用する。この場合において、同項中「聴聞を行わなければならない。」とあるのは、「弁明の機会の付与を行わなければならない。」と読み替えるものとする。

附 則

この規則は、平成19年12月10日から施行する。

附 則（平成28年3月31日沖縄県公安委員会規則第6号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（令和元年12月10日沖縄県公安委員会規則第5号）

（施行期日）

- 1 この規則は、令和元年12月10日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正前の沖縄県道路交通法施行細則、沖縄県公安委員会聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則、沖縄県青少年によるテレホンクラブ等営業の利用を助長する行為等の規制に関する条例施行規則、自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行細則、公安委員会が保有する公文書の開示等に関する規則、特定任意講習の実施に関する規則、警備業法施行細則、探偵業の業務の適正化に関する法律施行細則、沖縄県迷惑行為防止条例施行規則、特例施設占有者の指定等に関する規則、緊急自動車の運転資格審査の実施に関する規則、認知機能検査員講習の実施等に関する規則、古物営業法施行細則、沖縄県放置違反金に係る納付命令、督促、滞納処分等に関する規則、銃砲刀剣類所持等取締法施行細則、沖縄県風俗案内業の規制に関する条例施行規則、違反者講習の実施等に関する規則、特定講習の実施等に関する規則、高齢者講習の実施等に関する規則、認知機能検査の実施に関する規則、質屋営業法施行細則及び沖縄県風俗環境保全協議会の委員の委嘱等に関する規則に規定する様式による書面については、この規則による改正後の沖縄県道路交通法施行細則、沖縄県公安委員会聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則、沖縄県青少年によるテレホンクラブ等営業の利用を助長する行為等の規制に関する条例施行規則、自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行細則、公安委員会が保有する公文書の開示等に関する規則、特定任意講習の実施に関する規則、警備業法施行細則、探偵業の業務の適正化に関する法律施行細則、沖縄県迷惑行為防止条例施行規則、特例施設占有者の指定等に関する規則、緊急自動車の運転資格審査の実施に関する規則、認知機能検査員講習の実施等に関する規則、古物営業法施行細則、沖縄県放置違反金に係る納付命令、督促、滞納処分等に関する規則、銃砲刀剣類所持等取締法施行細則、沖縄県風俗案内業の規制に関する条例施行規則、違反者講習の実施等に関する規則、特定講習の実施等に関する規則、高齢者講習の実施等に関する規則、認知機能検査の実施に関する規則、質屋営業法施行細則及び沖縄県風俗環境保全協議会の委員の委嘱等に関する規則に規定する様式にかかわらず、当分の間、なおこれを使用することができる。

様式等省略